

第6章 競争政策に関する理論的・実証的基盤の整備

1 はじめに

いわゆる経済の高度化、ボーダーレス化等が進展する中で、公正取引委員会における競争政策上の制度設計や法執行に関し、経済学的、あるいは法学的な分析の成果を取り入れる必要性がますます高まっている。

このような中、公正取引委員会は、平成15年6月、事務総局内に「競争政策研究センター」を発足させた。同センターでは、中長期的観点から、独占禁止法の運用や競争政策の企画・立案・評価を行うまでの理論的・実証的な基礎を強化するため、独占禁止法や経済学等の専門家等の参画を得て、研究活動を行うほか各種セミナー等を開催している。

2 検討会の開催

公正取引委員会は、競争政策研究センター内において、競争政策上の課題について議論を行うため、検討会委員として有識者等の参画を得て、検討会を開催している。令和元年度においては、平成30年度から引き続き「業務提携に関する検討会」を開催し（検討会委員等は第1表参照）、業務提携に関する既存の考え方や現行の運用実務について整理し、また、現下の社会経済環境の変化を踏まえた新しい課題を含め、新たな関連諸課題等に係る有識者の知見に基づき、業務提携に関する独占禁止法上の考え方について分析・研究を行うこととした。同検討会では、平成30年12月以降、9回にわたって検討が行われ、報告書が取りまとめられた（令和元年7月10日公表。詳細は後記③参照）。

第1表 検討会委員等（平成30年度から継続）

[検討会委員]

池田 穎 池田・染谷法律事務所 弁護士

石垣 浩晶 NERAエコノミックコンサルティング マネジングディレクター／東京事務所代表

齊藤 高広 南山大学法学部教授（競争政策研究センター主任研究官）

多田 敏明 日比谷総合法律事務所 弁護士

【座長】根岸 哲 神戸大学社会システムイノベーションセンター特命教授

宮井 雅明 立命館大学法学部教授（競争政策研究センター主任研究官）

山田 英司 株日本総合研究所 理事

[オブザーバー]

競争政策研究センター所長及び主任研究官

[事務局]

公正取引委員会事務総局経済取引局総務課経済調査室

（注）検討会委員の役職は令和元年6月14日時点のものである。

3 「業務提携に関する検討会」報告書

(1) はじめに

ア 業務提携の現況

我が国は、近年、デジタルエコノミーやIoT（Internet of Things：モノのインターネット）化の進展、急速な高齢化や人口減少・労働力減少、市場縮小といった大きな社会経済環境の変化に直面している。こうした環境の変化に対応するため、各事業者は、事業効率化やイノベーション達成といった様々な課題に取り組んでいる。その際、迅速な事業遂行やコスト削減といった利点から、事業戦略上の手法の一つとして、他の事業者との関係を強化し共同で業務を遂行する「業務提携」が広く活用されている。

従来、同一業務の共同実施によるコスト削減や時間短縮、不足する業務や技術等の相互補完、経営資源の集中に向けた業務の外部委託といった事業効率化等を追求し、同業者間や取引関係にある事業者間を中心に業務提携が行われてきたところ、社会経済環境の変化を受けて、そうした取組が一層推進されている。また、近年は、成熟した社会経済において都市や交通等が抱える様々な社会課題の解決や、新たな経済活動の創出といったこれまでにない価値等を追求するなどの目的から、業種や業界の垣根を越えた業務提携も多く行われるようになっている。このように、業務提携は、事業者がより効率性の高い事業活動を行うに当たり、重要な役割を担うようになっている。

イ 本検討の目的

事業者が、新商品等の開発やコスト削減等を目的に、他の事業者との関係を強化する手段は、合併、部分的資本提携（共同出資会社の設立等）、契約のみに基づくものなど様々なものがある。

このうち企業結合に関しては、競争への影響評価に係る体系的な考え方として、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（平成16年5月31日公正取引委員会。以下「企業結合ガイドライン」という。）が公正取引委員会から示されている。一方、企業結合には当たらない業務提携に関しては、独占禁止法第3条等の行為規制の対象となる。公正取引委員会は、業務提携に関する独占禁止法上の考え方として、平成14年に業務提携に関する実態調査（注1）を通じて基本的な整理を行っているが、その後、独占禁止法の運用実務における理論的進展や事例の蓄積等がみられる。また、各種ガイドラインや相談事例集（注2）における個別事例の評価の中でも考え方を明らかにしているが、それらの考え方は各種業務提携の局面や論点ごとに散在している状況にある。

そもそも業務提携は、事業活動の効率化等を目的に行われるものであって、多くの場合は競争促進的な効果が期待されるものと考えられる。一方で、独立した複数の事業者が共同で業務を行うこと等に鑑みると、その態様によっては、競争制限的な効果を持つ場合もあるという性格を有するものである。業務提携による事業効率化やイノベーションが十全に実現されるためには、業務提携が多くの場合に競争促進的な効果が期待

されるものであって、独占禁止法もそのような事業上の創意の発揮を妨げるものではないことを確認するとともに、独占禁止法上の問題が生じ得る場合の考え方を明らかにしておくことが非常に重要である。

このような観点から、本検討会は、業務提携に関する独占禁止法上の考え方について、既存の考え方や近年の運用実務を反映しつつ、体系的な考え方や個別類型に応じた具体的な考え方を整理するとともに、新たな関連諸課題等に関する検討を行ったものである（注3）。これにより、業務提携を活用しようとする事業者の利便性や予見可能性の向上に資するとともに、もって、独占禁止法違反行為の未然防止につながるものと考えられる。

（注1） 業務提携と企業間競争に関する実態調査報告書（平成14年2月公正取引委員会）

（注2） 公正取引委員会は、独占禁止法違反行為の未然防止等の観点から、事業者等が実施しようとする具体的な行為に関し個別相談に対応しているところ、事業者等の同法に関する理解を一層深めるため、相談者以外にも参考になると考えられる主要な相談の概要を取りまとめ相談事例集として毎年公表している（<https://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/index.html>）。

（注3）これまで業務提携に関する体系的な考え方方が必ずしも明確でなかったことを踏まえ、本検討会では、独占禁止法に基づき業務提携が競争に与える影響を評価する際の基本的な評価枠組みや、その際に検討される種々の判断要素がどのようなメカニズム・過程により競争への影響を生じさせることとなるかについて明らかにすることを主たる議論の対象とした。

（2）業務提携と企業結合の異同に係る検討（事業活動の一体化の観点から）

ア 業務提携と企業結合の類似性

業務提携は、必要な範囲の業務に限定して行われることが多く、また、契約の満了や解除などにより比較的容易に解消され得るため、提携当事者間での事業活動の一体化の程度は一般に企業結合（事業者〔又はその事業活動上の意思決定〕が完全に一体となる合併や全株式取得のようなものをいう。）ほどではないと考えられる。しかし、業務提携においても、一定程度、事業者同士の意思決定及びそれに伴う行動が一体化するため、水平的な業務提携であれば、提携当事者間の競争が失われる可能性がある。このため、一体化して行動することによる市場への影響については、企業結合ガイドラインに示された考え方によって評価することが可能であり、市場における（提携当事者以外の者との）協調的な行動の可能性が高まることについても、同ガイドラインに示された考え方によって評価することが可能であると考えられる。

また、垂直的な業務提携であれば、同様に、市場の閉鎖性・排他性については、企業結合ガイドラインに示された考え方によって評価することが可能であり、提携当事者以外の者との協調的な行動の可能性についても、同ガイドラインに示された考え方によって評価することが可能であると考えられる。

イ 企業結合とは異なる業務提携特有の性質

業務提携特有の問題として、①企業結合のように会社の結合ではなく、一定の具体的な行為を行うものであること（独占禁止法では、企業結合規制について規定する第四章

ではなく、私的独占や不当な取引制限を禁じる第3条等の行為規制の対象であること), ②完全に一体化するわけではないため、提携当事者間に引き続き独立して行動する余地(例えば、水平的な生産提携であれば、販売活動での競争関係)が残されていること、という点が挙げられる。

(3) 業務提携に係る個別論点の検討

後記(4)において業務提携に関する独占禁止法上の影響評価枠組みを体系的に整理するに当たり、まず、競争に与える影響について検討する際の重要な判断要素に係る論点等を整理する。

ア 業務提携に伴う情報交換・共有について

情報交換・共有を通じて市場の透明性が高まり、提携当事者が相互の行動を予測しやすくなると、まず、提携当事者間で協調的な行動を探ることができる条件(互いにどのような取引条件〔価格設定等〕であれば協調的な行動を探ることができるか等)について共通認識を持つようになる可能性がある。また、提携当事者が互いに協調的な行動からの逸脱があったかどうかを監視することができるようになり、逸脱行動があった場合に、それに対する報復を適時に行うことが容易になる。このような状況下において、提携当事者が長期的視点で利益を確保していくとするときは、通常、単独で自己の利益の最大化を図るよりも、互いに協調して行動することにより共同の利益を最大化し、その利益を分け合った方が得られる利益が大きくなるため、協調的な行動が助長されやすくなるとされている。

業務提携を行う際には、提携当事者間で一定の情報交換・共有が行われるのが通常であるところ、これにより、円滑な業務提携が行われ、競争促進的な効果を得られることが見込まれる一方で、協調的な行動のリスクが高まるという側面も同時に存在する。そのため、事業者においては、業務提携を行うに際し交換・共有される情報が当該業務提携の実施に必要な範囲のものとなっているか(生産提携において販売価格の情報まで共有することになっていないか等)を検討するとともに、競争上重要な意味を持つ情報を交換・共有する必要がある場合には、情報遮断措置を含めた情報の取扱方法も検討する必要がある。

イ コスト構造の共通化について

生産や購入、物流等の業務において提携を行う場合、提携により規模の経済が働くなどでして、効率化が図られることが期待される。その反面、これらの業務提携により、製品の製造コストの構造が各提携当事者間で一定程度共通化されることとなる。

提携当事者間でコスト構造が共通化されると、提携当事者間で相互にコスト情報が共有されることとなり、これにより、通常、提携当事者間において協調的な行動が助長されやすくなるという問題がある。

また、コスト構造の共通化は、提携当事者間でのコストの一定部分の同一化を意味するところ、提携当事者双方のコスト削減を図るという重要な競争手段に係る意思決定について、これらが一体化することにもなる。

他方、コスト共通化割合は、前記のように、協調的な行動を助長しやすくする要素及び重要な競争手段に係る意思決定を一体化し得る要素の一つであるといえるが、その高低のみから当該業務提携の独占禁止法上の問題の有無を判断することは適当でなく、他の要素（市場の状況、情報交換の頻度等の情報交換・共有の態様等）と併せて、総合的に考慮されることになる。

ウ イノベーションに与える影響について

イノベーションを起こす際に、迅速な事業遂行やコスト低減、リスク分散といった観点から、事業戦略上の手法の一つとして業務提携が活用されており、業務提携に関する独占禁止法上の考え方を整理する際には、業務提携がイノベーションに与える影響を検討することも重要であると考えられる。この点、共同研究開発は、一般的には、提携を通じて研究開発活動を活発で効率的なものとし、技術革新を促進するものと考えられるが、個別の状況によっては、提携当事者又は他の事業者のイノベーションを阻害する場合もあり得る。すなわち、一般に、研究開発に係る業務提携はイノベーションや効率性の達成に資すると考えられ、多くの場合、独占禁止法上問題を生じることとはならないと考えられる。他方で、例えば、提携当事者間で、共同研究開発のテーマ以外のテーマの研究開発を合理的理由なく制限したり、共同研究開発の成果（技術）を利用した別途の研究開発を制限したりする場合には、研究開発活動を不当に拘束し、イノベーションに悪影響を与えることとなる。

独占禁止法では、公正かつ自由な競争の促進により、「事業者の創意を發揮させ」ることに価値を認めており、事業活動において重要な要素である研究開発活動や、それによって促進されるイノベーションが阻害される場合には、独占禁止法上問題となり得る。また、海外では、近年、企業結合がイノベーションを阻害することとなるかどうかに着目し、そのような懸念がある場合には、当事会社に対し一定の適切な措置（問題解消措置）を探らせる事例が複数みられるようになってきている。

この点、一定の取引分野における競争の実質的制限や公正競争阻害性の有無を検討するためには、業務提携により影響が生じる市場がどこであるかを考えなければならない。「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（平成19年9月28日公正取引委員会。以下「知的財産ガイドライン」という。）においては、「なお、技術の利用に係る制限行為が、技術の開発をめぐる競争にも影響を及ぼす場合もあるが、研究開発活動自体に取引や市場を想定し得ないことから、技術開発競争への影響は、研究開発活動の成果である将来の技術又は当該技術を利用した製品の取引における競争に及ぼす影響によって評価することになる」とされている。

業務提携（という行為）を行うことでイノベーションが阻害された場合に、それにより影響を受ける製品や技術がどのようなものであるか不明なものもあれば、それまでの提携当事者の研究開発活動、既に保有している技術や生産している製品等から推測可能なものや、相当な確度で具体的に市場への投入が見込まれるため市場化されたとみなせるものまで、様々あると考えられる。これまで、そして現に提携当事者が行っている研究開発活動、保有している技術や生産している製品、現に活動している市場における他の事業者の研究開発活動等の状況などから、当該業務提携によって提携当事者や他の事業者の研究開発活動の意欲が減退するなどした場合に、どのような技術や製品について、どのような悪影響が生じるかを相当程度具体的に予見できるときは、競争に与える影響の評価において、これを考慮することができると考えられる。

他方で、将来生み出される商品やサービスが具体的に予見できるとまではいえない状態であっても、事業者間で活発な研究開発活動が行われている場合もある。そのような状況において、業務提携の内容が研究開発の意欲を減退させ、イノベーションに悪影響を与えるようなものであるときには、独占禁止法上問題にすべきとも考えられる（この場合、現に生じている取引や市場における競争に与える影響によって評価するという従来の独占禁止法上の解釈との整理が必要となる。）。

(4) 業務提携に関する独占禁止法上の考え方

以上を参考にすると、業務提携に関する独占禁止法上の一般的な考え方は、提携当事者の事業活動の一体化という企業結合に類似した観点からは、大きな枠組みとして、企業結合ガイドラインの考え方を踏まえつつ、提携当事者が独立して行動する余地がどの程度あるか、換言すれば、提携当事者の事業活動の一体化の程度がどこまで進むかといった業務提携特有の性質を取り入れて考えるのが適当と考えられる。

このような業務提携に関する独占禁止法上の影響評価枠組みを、各判断要素を含めて体系的に整理すると、概要、以下のようになる（注4）。

（注4）本報告書では、こうした一般的・通則的な考え方に基づき、業務提携を7つの類型（生産提携、販売提携、購入提携、物流提携、研究開発提携、技術提携及び標準化提携）に大別した上で、本報告書で整理・分析した特徴・傾向も踏まえつつ、これら類型ごとに、より具体的な考え方や事業者が特に留意すべき点もまとめている。

ア 検討対象市場

業務提携では、提携する事業に関連する様々な市場（例えば、販売市場、購入市場、技術市場）への影響が考えられるところ、競争に与える影響を検討すべき市場として取り上げる市場については、具体的な業務提携の態様をみて定めることとなる。

イ ハードコア・カルテルとの区別

業務提携においては、各提携当事者が引き続き独立して事業活動を行うこととなり、業務提携により達成されるコスト削減等の効率化を通じて競争促進的な効果が期待さ

れるものである。しかし、業務提携は必然的に複数の事業者間で事業活動を一定程度共同化するものであることを踏まえると、価格の維持や引上げ、販売数量の制限等、競争を制限する効果以外に特段の効果が見込まれないようなものは、通常、単なるハードコア・カルテルと捉えられる。

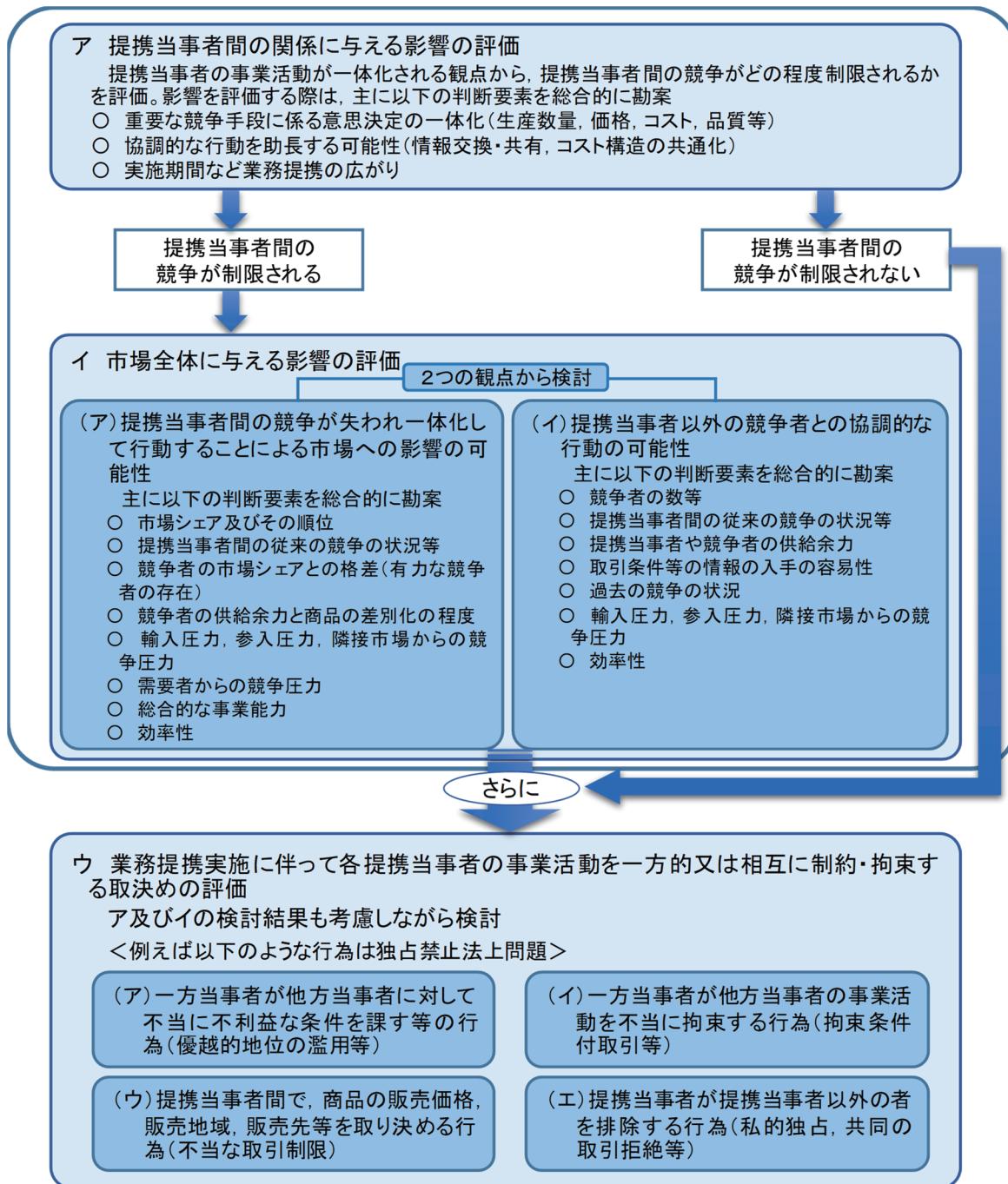
ウ 競争への影響評価

(7) 水平的な業務提携

各提携当事者の事業活動の一体化の観点から競争に与える影響を評価した上で、更に業務提携に伴う提携当事者間の取決めについても競争に与える影響を評価し、競争を実質的に制限する又は公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法上問題となり得る。

水平的な業務提携における競争への影響評価を概念図に示すと、以下の第1図のとおりとなる。

第1図 水平的な業務提携における競争への影響評価

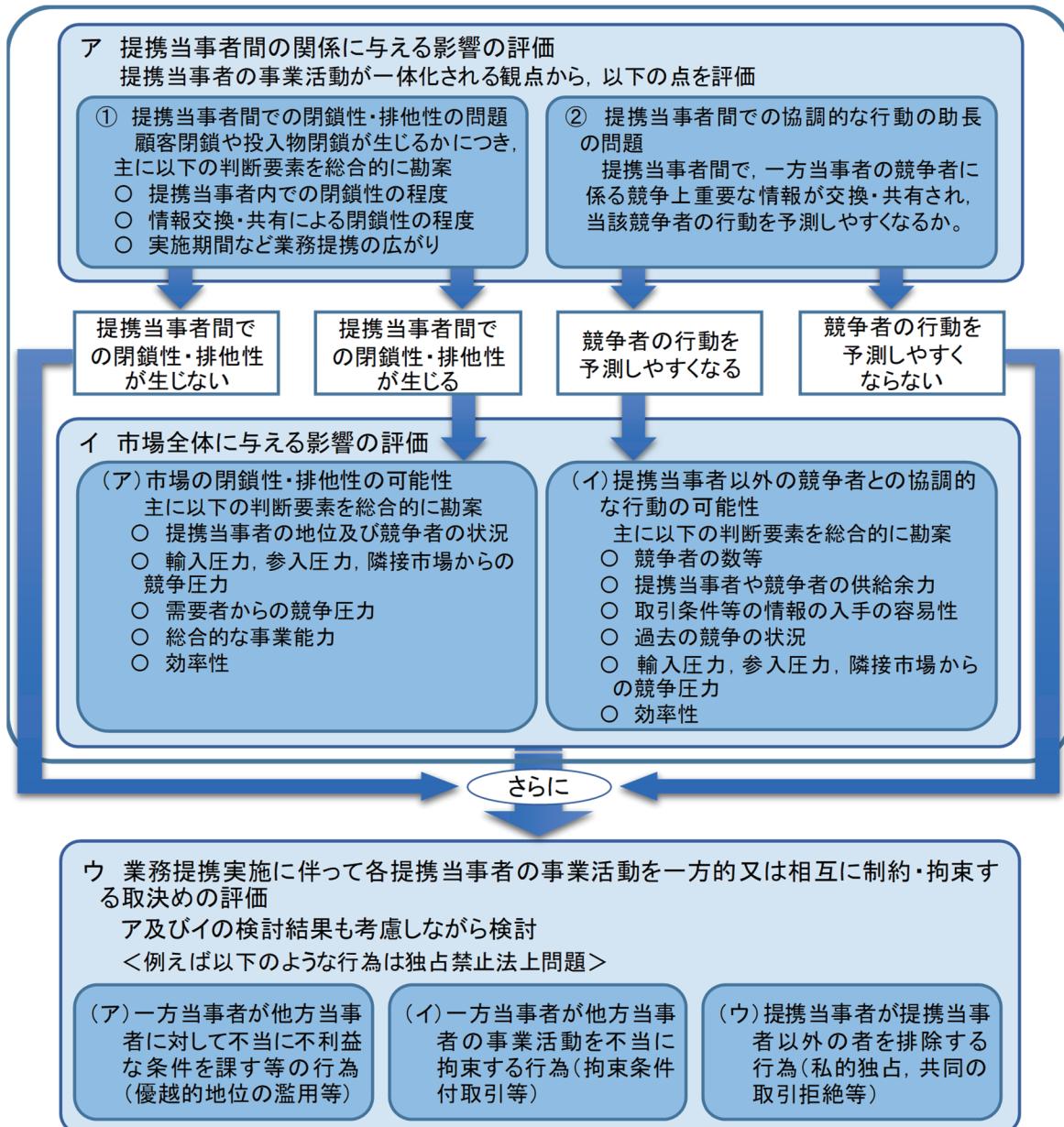


(イ) 垂直的・混合的な業務提携

各提携当事者の事業活動の一体化の観点から競争に与える影響を評価した上で、更に業務提携に伴う提携当事者間の取決めについても競争に与える影響を評価し、競争を実質的に制限する又は公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法上問題となり得る。

垂直的・混合的な業務提携における競争への影響評価を概念図に示すと、以下の第2図のとおりとなる。

第2図 垂直的・混合的な業務提携における競争への影響評価



(5) 業種横断的データ連携型業務提携に関する独占禁止法上の考え方

ア 問題の所在

我が国では、前記(1)ア記載の大きな社会経済環境の変化や様々な社会課題等に対応する手法の一つとして、業務提携が活用されるようになってきている。また、いわゆる社会課題解決型ビジネスに代表されるように、様々な商品・サービス要素を複合化したサービスを提供するため、業種や業界の垣根を越えた連携も活発に行われるようになっている。さらに、近年は、デジタルエコノミーやIoT化の進展、AI等のデータ解析技術の高度化等を背景として、データを総合的に分析し、新事業の創出、新商品・サービス開発や品質改良、マーケティング強化などに役立てる形態の事業（以下「データ駆動型ビジネス」という。）が注目を集めているが、こうした事業では、多様なデータを共同で収集・利活用するために様々な事業者が関わっていることが多い。

データの収集・利活用に係る業務提携は、多くの場合、競争促進的な効果が期待されるものといえる。一方で、データの収集・利活用については、現在、その競争法・競争政策上の懸念が世界的に議論・指摘されており、「データと競争政策に関する検討会報告書」（平成29年6月6日公正取引委員会競争政策研究センター）においても、例えばデータの不当な収集や不当な囲い込みにおける独占禁止法上の問題が指摘されている。このため、以下では、業種や業界の垣根を越えた事業者間の業務提携を通じたデータの収集・利活用について、独占禁止法上の問題を検討する。

イ 業種横断的データ連携型業務提携における独占禁止法上の論点の所在

データを共同して収集・利活用することを目的又は事業活動の基盤として行われる業種横断的な業務提携（以下「業種横断的データ連携型業務提携」という。）がデータの共同収集及び共同利活用によって新しいビジネスの開発・創出を主な目的としていることに着目すれば、こうした業務提携は共同研究開発に似た性格を有しているということができる。このため、業種横断的データ連携型業務提携に係る独占禁止法上の問題を検討する上では、「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」（平成5年4月20日公正取引委員会）等における考え方方が参考になると考えられる。

また、データ駆動型ビジネスについては、独占化・寡占化が進みやすく、また、利用者のスイッチングコストが高まることがある、後発事業者が先行事業者と比肩し得るだけのデータを収集・蓄積することが難しく、新規参入が困難となり、独占・寡占が維持されやすい可能性があると考えられる。こうした特性を踏まえると、業種横断的データ連携型業務提携については、提携当事者が現に市場支配力を有している場合の問題もさることながら、業務提携によるデータの収集・集積を通じて市場支配力を有するに至る過程にも着目し、その適切性を確保することも独占禁止法上重要な論点といえる。

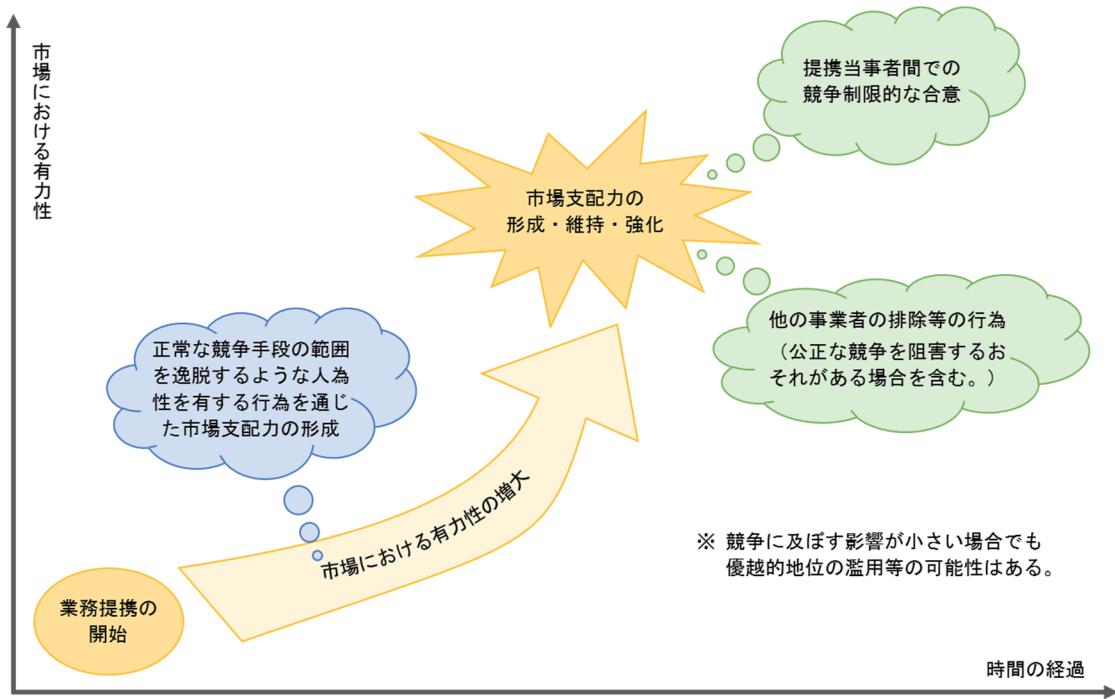
すなわち、データの収集・集積に際し、例えば、データ駆動型ビジネスの特性であるネットワーク効果等の発生やその仕組みについて、市場支配力の形成・維持・強化とい

う観点からみて「正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有する」行為を通じて不当に操作・増幅することにより市場支配力を形成することについては、独占禁止法上問題となり得る（私的独占）と考えられる。

以上を踏まえると、業種横断的データ連携型業務提携が独占禁止法上問題となり得る状況としては、主に、以下の場合が想定される。

- (7) 提携当事者が現に市場支配力を有している（又は、少なくとも市場における有力な事業者がいる）場合において、その力を用いて他の事業者の事業活動を排除するなどの行為を行ったり、提携当事者間で競争制限的な合意を行ったりする場合
- (8) データを収集・集積する過程において、正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有する行為を通じて市場支配力を形成する場合

第3図 独占禁止法上問題となり得る状況（概念図）



ウ 独占禁止法上の評価を行う際の個別的論点

以下では、業種横断的データ連携型業務提携について独占禁止法上の評価を行う際に必要となると考えられる個別的論点について、それぞれ考え方の整理を行う。

(7) データに係る権利義務関係

データは無体物であり、民法上の物権（所有権、占有権等）を観念することができないということもあって、データの帰属・所有権の在り方（いわゆるデータオーナーシップ）についての考え方は、いまだに確立していない状況にある。現状では、以下のような取扱いに基づき独占禁止法上の判断を行えばよいと考えられる。

- a 知的財産権として排他的利用等が法的に保護されるデータについては、知的財産ガイドライン記載の独占禁止法と知的財産法に係る考え方に基づき取り扱われる。
- b 当事者間でのデータの利用について、契約等に基づく権利義務関係が定められている場合については、通常の場合と同様、当該契約等に基づく行為や制約が競争を阻害する場合には、強行法規としての独占禁止法の介入により、当該契約等の破棄等が行われる。
- c (データを保管する設備に係る所有権等を通じて) 事実上の地位から派生する制約等については、独占禁止法上の検討に当たって基本的に特段の考慮を要しないと考えられ、当該制約等による影響がないものとしてデータの取扱いが評価される。

(4) **データの財としての特性とその考慮**

データの財としての特性については、検討対象となるデータの具体的な態様に応じて、個別に判断していくことが必要となる。その上で、競争に与える影響を評価するに当たっては、データの財としての特性を踏まえ、例えば、異なる種類のデータを組み合わせて利用できることとなることの効果、同様のデータがより大量に集積されることによる利用価値の増加の程度、当該データの入手源の限定性といった観点を踏まえ、新規参入者が同程度の利用価値のあるデータ集積を実現することが技術的又は経済的に可能かどうかを考慮することとなると考えられる。また、当該データが商品・サービスの提供において重要な投入財であるかどうか、ネットワーク効果等によりデータ収集・集積と機能向上の循環が強化されているかどうかも考慮され得る。

(5) **正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有する具体的行為の検討**

市場支配力の形成・維持・強化という観点からみて「正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有する」行為がどのようなものであるかは、基本的には、具体的な事案に応じて個別に判断されるべきものであり、定性的な整理を行うことは困難である。

しかしながら、少なくとも、過去の事例等においてその手法自体が独占禁止法上是認し得ない不当なものであれば、当該行為には正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性が認められるといえる。例えば、以下のようなものは該当し得ると考えられる。

なお、当該行為自体も独占禁止法上問題となり得るものである（不公正な取引方法等）。

- a 以下のような不当な手法により、ネットワーク効果等を人為的・作為的に増幅させる行為が想定される。
 - 関連・隣接市場における市場支配力を用いた不当なレバレッジ（てこ）効果によりデータ収集源を自らに集中させる手法

- プラットフォーム型ビジネスにおいて、プラットフォーム上の各顧客群間でのコスト分配上の諸条件（対価、利用、権利義務に係る条件等）に関し、一方の顧客群に対する優越的な地位を濫用して得た利益を原資として、間接ネットワーク効果等の増幅経路の起点となる他の顧客群を本来以上に優遇・誘引する手法
 - 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に照らして不当な方法により、又は、顧客の認知・行動上のバイアスやリテラシーの限界を悪用して、本来であれば当該顧客は提供しないデータを収集する手法
 - 顧客に対し、ネットワーク外部性に基づく利便性の高さを誤認させ、誘引するようなぎまん的手法
- b 以下のような不当な手法により、顧客や提携当事者をロックインし、データ収集源を自らに一極化する行為が想定される。
- 競合するサービス等の利用を不当に制限する手法（事実上利用が制限される間接的なものを含む。）
 - 合理的でないサンクコスト（埋没費用）を意図的に創出し、スイッチングコストを著しく上昇させる手法

(I) 競争が行われる市場の重畠性

業種横断的データ連携型業務提携では、多くの場合、競争関係にある事業者にとどまらず、垂直的な取引関係にある事業者や全くの異業種に属する事業者同士が参加することとなる。水平的な業務提携や垂直的・混合的な業務提携（業種横断的データ連携型業務提携はこれに属する。）においても、例えば技術市場と製品市場、投入財購入市場等と製品販売市場のように、研究開発から調達、製造、販売に至るまでの各段階で市場が多段階的に存在するところである。しかし、さらに、業種横断的データ連携型業務提携では、例えば商品の販売段階をみても、複数の販売市場（同一の事業者が販売主体となるものもある。）が併存するといった傾向が強まると考えられる。

すなわち、業種横断的データ連携型業務提携の当事者は、それぞれ、業務提携により得られた成果を用いて各自の事業活動を行うため、それぞれの行う事業ごとに市場が成立し得る。また、当該業務提携の中には、提携当事者が業務提携の枠組みにより、新製品・技術等の開発を行うコンソーシアムやプロジェクトを組成するもの、各提携当事者がそれぞれ有する様々な商品・サービス要素を複合化して一体的な提供を行うもの（社会課題解決型サービス等）、多面的な市場を有するプラットフォーム（基盤）を構築・提供するものなどがあり、その場合は、前記各提携当事者固有の各市場に加えて、これらコンソーシアム等もそれと競合するものとの間で競争する市場も存在することとなる。

このため、業種横断的データ連携型業務提携が競争に与える影響を検討する際には、こうした重畠的に生じている競争関係が、どの事業者の間で、どこで、どのような

に生じているかを把握・分析し、影響が及び得る市場を洗い出していくことが一層重要になると考えられる。

エ 業種横断的データ連携型業務提携に係る独占禁止法上の考え方（総論）

ここでは、前記(4)の整理を踏まえつつ、業種横断的データ連携型業務提携に係る独占禁止法上の考え方について、主にデータの取扱いに焦点を当てて検討する（注5）。

なお、当該業務提携に係る提携当事者の具体的な事業活動は、典型的には、①データ連携に向けた標準化活動、②データ共有（データの共同収集を含む。）を通じた集積・解析・新データ創出に係る活動、③得られた創出データを利用した技術や商品・サービスに係る事業活動の3段階に分けられることから、以下では、これらの段階に沿って考え方を整理する。

（注5）なお、業種横断的データ連携型業務提携のうち、近時広く活用されている主な形態をいくつか取り上げ、ここで整理された考え方方に照らし、各形態において特に生じやすいと考えられる問題となり得る行為やその留意点等も整理している。

(7) データ連携に向けた標準化活動

当該標準化活動は、提携当事者の事業活動に一定の制限を課すものではあるが、データ連携を通じて新たに創出されるサービス等の市場の迅速な立上げや需要の拡大、消費者の利便性の向上を通じた競争促進的な効果が期待される面があるため、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

他方、例えば、以下のような行為は独占禁止法上問題となり得る。

- a 標準化の範囲の不当な拡張
- b 技術提案等の不当な排除
- c 標準化活動への参加制限
- d 標準化活動を通じた共同行為（スピルオーバー問題）
- e 標準化活動に伴うその他の行為

(8) データ共有等を通じた集積・解析・新データ創出に係る活動

各提携当事者がデータを共有・共同収集し、これを集積・解析することにより新たな付加価値を有するデータを創出することは、データ収集等に係るコスト軽減、リスク分散又は期間短縮やデータの相互補完等により、新技術・製品の創出等の活発化・効率化や技術革新の促進等を通じた競争促進的な効果が期待されるものであり、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

他方、例えば、以下のような行為は独占禁止法上問題となり得る。

- a 必要な範囲を超えたデータ共有等を通じた集積・解析・新データ創出の共同化
- b 正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有する行為を伴うデータ収集を通じた市場支配力の形成
- c データ共有等を通じた集積・解析・新データ創出活動への参加制限
- d 共有・共同収集されたデータの一方的帰属・利用に係る制約

e データ共有等を通じた共同行為（スピルオーバー問題）

(f) 創出データを利用した技術や商品・サービスに係る事業活動

創出されたデータへの他の事業者からのアクセスを認めるか、認める場合にどのような条件を設定するかは、基本的には事業者の取引先選択の自由の問題であり、これを認めなかつたとしても直ちに独占禁止法上問題となるものではない。また、提携当事者間で創出データの取扱いについて何らかの制約等を付すことについても、直ちに独占禁止法上問題となるわけではない。

他方、例えば、以下のような行為は独占禁止法上問題となり得る。

- a 創出データへの共同のアクセス拒絶
- b 創出データへの単独のアクセス拒絶
- c 創出データの一方的帰属・利用に係る制約
- d 創出データの利活用における共同行為（スピルオーバー問題）

(6) おわりに

冒頭で述べたとおり、我が国においては、同業者間等を中心に従来行われている事業効率化等を目的とした業務提携や業種横断的データ連携型業務提携を含めて、事業者の事業戦略上の重要な手法の一つとして今後とも業務提携の活用が進んでいくものと考えられる。

本報告書は、本検討会における議論を踏まえ、近年の運用実務も反映しつつ、業務提携一般に関する独占禁止法上の考え方を体系的に整理するとともに、業務提携の各種類型ごとに具体的な考え方を検討し、取りまとめたものである。

業務提携は、その形態が多種多様であることもあり、これまで独占禁止法上の考え方が体系的に示される機会がなかつたが、今回の検討に当たっては、とりわけ業務提携が競争に与える影響の全体像やそのメカニズムの特定に着目しながら基本的な評価枠組み等の整理を行つた。また、今回の検討では、業務提携と企業結合の競争に与える影響の類似性等を理論的に確認し、行為規制と企業結合規制における競争評価上の異同を明らかにしている。

他方、本報告書では、例えば、業種横断的データ連携型業務提携に関して、当該ビジネスモデルの特性を踏まえ、データ収集・集積過程において、正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有する行為を通じた市場支配力の形成が独占禁止法上問題となり得ることを指摘するとともに、当該行為の具体的手法もいくつか特定したが、これらは、あくまでも最低限問題となり得るものとして列挙したものであり、これに当てはまらない手法も十分想定される。このため、今後、その他の行為類型も含めて、独占禁止法上問題となり得るものとの外延の明確化に向けた理論的・実務的蓄積が進むことが望まれる。

また、必ずしも業務提携特有の論点ではないものの、現下の経済活動におけるイノベー

ション活性化の重要性に鑑みれば、イノベーションに与える影響の問題について独占禁止法上どのように対応し得るかという点に関しても、従来の独占禁止法上の解釈との整合性にも留意しつつ、議論を深めていくことが重要である。

本報告書が、業務提携を活用しようとする事業者の利便性や予見可能性の向上を通じて、違反行為の未然防止に資するとともに、競争促進的な業務提携が一層活性化することにより我が国の経済発展や社会課題の解決の一助となることを期待したい。

4 ディスカッション・ペーパーの公表

競争政策研究センターでは、競争政策上の先端的な課題について、学識経験者等が、公正取引委員会の担当部局と議論しながら、執筆者の名義・責任の下にディスカッション・ペーパーを公表してきている。令和元年度においては、3本のディスカッション・ペーパーを公表した（第2表参照）。その内容は競争政策研究センターのウェブサイト（<https://www.jftc.go.jp/cprc/index.html>）上に全文が掲載されている。

第2表 ディスカッション・ペーパー（令和元年度公表分）

	公表年月日	タイトル・執筆者
1	元. 7. 24	「異業種間の標準必須特許ライセンスに関する独占禁止法上の考察」 伊藤 隆史（常葉大学法学部教授・競争政策研究センター客員研究員） 松田 世理奈（公正取引委員会事務総局審査局訟務官付・競争政策研究センター研究員） 水本 貴久（公正取引委員会事務総局官房国際課・競争政策研究センター研究員）
2	元. 12. 25	「デジタルPFによる単独行為に関する競争政策上の論点整理－イノベーション競争に対するデータ保有の意義」 土佐 和生（甲南大学法科大学院教授・競争政策研究センター客員研究員）
3	2. 1. 20	「オーストラリア競争法における団体交渉適用免除制度－小規模事業者による団体交渉にかかる認可・届出を中心に」 Shae McCrystal（シドニー大学ロースクール教授） 和久井 理子（京都大学大学院法学研究科教授・競争政策研究センター客員研究員）

（注）執筆者の役職等は公表時点のものである。

5 国際シンポジウム等

（1）国際シンポジウム

競争政策研究センターでは、競争政策に関する国際的な交流拠点としての機能を果たすため、海外の競争当局担当者や学識経験者を迎えた国際シンポジウムを開催している。令和元年度においては、2件の国際シンポジウムを開催した（第3表参照）（注）。

（注）このほか、「業務提携：社会が変わるイノベーションをどう実現するか？～研究開発、異業種データ連携、そして独占禁止法～」をテーマとして、競争政策研究センター第3回大阪シンポジウムの開催を令和2年3月13日に予定していたが、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止の観点から延期した。

第3表 國際シンポジウムの開催状況（令和元年度）

開催年月日	主催者・共催者	テーマ・講演者等
1 元. 6. 20	[主催者] 公正取引委員会 [共催者] (公財)公正取引協会、(株)日本経済新聞社、(一社)プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会	第17回国際シンポジウム「多様化する働き方と経済活性化～競争政策にできること～」 [講演者] Thomas Rønde (デンマーク・コペンハーゲンビジネススクール教授) 多田 敏明 (日比谷総合法律事務所弁護士) 神林 龍 (一橋大学経済研究所教授) 山田 弘 (公正取引委員会事務総局官房政策立案総括審議官) Victoria Daskalova (オランダ・トゥウェンテ大学准教授)
2 元. 12. 12	[主催者] 公正取引委員会	第18回国際シンポジウム「デジタル市場におけるデータ集中と競争政策」 [講演者] Jacques Crémer (フランス・トゥールーズ第1大学経済学部教授) Tommaso Valletti (イギリス・インペリアルカレッジ・ロンドン経済学部教授) Leslie Marx (アメリカ・デューク大学経済学部教授) 深町 正徳 (公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課長)

(注) 講演者等の役職等は開催時点のものである。

(2) C P R Cセミナー

競争政策研究センターは、競争政策上の将来の研究課題の発掘等に資するために、有識者による講演（C P R Cセミナー）を隨時開催している。

(3) B B L (Brown Bag Lunch) ミーティング

競争政策研究センターは、将来の研究課題の発掘等に資するために、競争政策の観点から注目すべき業界の動向等について、昼食時間等を利用して、有識者による講演（B B L ミーティング）を隨時開催している。

